

姫路獨協大学受託研究規程施行細則

(平成12年7月28日制定)

(目的)

第1条 この細則は、姫路獨協大学受託研究規程（以下「規程」という。）第5条第4項に基づいて、受託研究者の受託研究履行上の手続きについて定める。

(受託研究費の承諾)

第2条 受託研究者として決定を受けた者は、受託研究承諾書（様式第1号）を学長に提出するものとする。

(受託共同研究)

第3条 受託共同研究を行う場合、受託研究者は、代表者を置くものとする。

(受託研究経費の請求)

第4条 受託研究者は、学長に受託研究経費請求書（様式第2号）により受託研究経費を請求する。

2 前項の請求をする場合に受託研究者は、銀行等の金融機関に受託研究経費専用の口座を開設しなければならない。

(受託研究経費の振込)

第5条 委託者から受託研究費の納入があった後、本学は、前条第2項の口座に受託研究経費を振込むものとする。

(収支費目)

第6条 受託研究者は、前条の振込みがあった日から、次の費目について受託研究経費を支出することができる。

(1) 図書・資料費、標本及び機械・器具購入費等の設備備品費

(2) 消耗品費

(3) 研究旅費等の旅費

(4) 受託研究を補助するための謝金等

(5) 通信費、印刷費、機械・器具の借料及び使用料、維持費、工事費等のその他の経費

2 受託研究者は前項第1号により購入した図書、資料、標本及び機械・器具を受託研究期間中は自由に使用することができる。

3 受託研究者は、研究上必要な場合を除き、前項の機械・器具などに私物を付合させてはならない。

(収支簿等の提出)

第7条 受託研究者は、受託研究経費の経理にあたり、使途を明確にするために次の書類を作成し、毎年度2月末日までに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 収支簿(様式第3号)
- (2) 使途を証明する書類(様式第4号)
- (3) 受託研究経費支出状況一覧(様式第5号)

(研究終了報告書の提出)

第8条 受託研究者は、受託研究終了後、速やかに研究終了報告書を所属長を経て学長に提出しなければならない。

2 受託研究者は、受託研究終了後、第4条第2項の口座を解約する。なお、受託研究経費の残金がある場合は、本学に返還するものとする。

(備品の登録)

第9条 受託研究費で購入した第6条第1号の備品は、受託研究終了後、本学に返還するものとする。ただし、受託研究者が、使用継続願を学長に提出し、学長が研究上必要と認められた場合は、受託研究者は、本学に在職中これを使用・保管することができる。

2 本学は、前項の返還を受けた場合は、獨協学園固定資産及び物品管理規程に基づいて、資産登録をしなければならない。

(研究の中止)

第10条 受託研究者は、やむを得ない事由によって、受託研究を中止する場合は、所属長を経て学長に遅滞なくその旨文書で報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合、学長は、受託研究者に対して、受託研究経費に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(違反者の措置)

第11条 学長は、規程及び施行細則に違反した者に、受託研究経費に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

附 則(平成12年 細則第1号)

この細則は、平成12年7月28日から施行する。

様式第1号

年 月 日

姫路獨協大学長 殿

所属・職名 _____

氏 名 _____ 印

受 託 研 究 承 諾 書

このことについて、姫路獨協大学受託研究規程施行細則第2条に基づき、下記の
受託研究をすることを承諾します。

記

- 1 研究課題
- 2 研究期間
- 3 研究目的及び内容
- 4 受託研究費
- 5 その他

以 上

様式第2号

年 月 日

姫路獨協大学長 殿

所属・職名 _____

氏 名 _____ 印

受 託 研 究 経 費 請 求 書

このことについて、姫路獨協大学受託研究規程施行細則第4条第1項に基づき、下記のとおり受託研究経費を請求いたしますので、受託研究経費専用の口座へお振込みください。

記

- 1 請求金額
- 2 振込先
- 3 受託研究に関する事項
 - (1) 研究課題
 - (2) 研究期間

以 上

姫路獨協大学長 殿

所属・職名 _____

氏 名 _____ 印

受託研究経費支出状況一覧

1 研究課題

2 研究期間

支出費目	件数	購入・支出金額	備考
設備備品費			
(図書)			
消耗品費			
旅費			
謝金			
その他			

以上